

事 務 連 絡  
平成16年12月24日

各国公私立大学  
各国立短期大学部  
教員免許課程申請事務担当者 御中

文部科学省初等中等教育局教職員課

栄養教諭の課程認定審査の観点について（送付）

平素より大変お世話になっております。

栄養教諭の課程認定の実質審査については1月末より行われる予定であり、現在、平成16年度の栄養教諭の課程認定の審査にあたり、申請書について事務的な確認をし、指摘を行っているところです。

栄養教諭の養成段階においては、栄養教諭としての職務内容を適切に行うための資質能力の基礎として、栄養に関する専門性と教職に関する専門性を身に付ける必要があります。

そのため、双方の専門性を橋渡しする科目として、栄養に係る教育に関する科目は、特に重要であり、栄養教諭としての職務を行うための実践的指導力を身に付けさせる内容であることが必要とのことから、このたび、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会から、別添のとおり、栄養に係る教育に関する科目を担当する教員の審査の参考に資するための観点が示されましたので、予めお知らせ致します。

なお、既にご提出頂いている申請書について、新たに当該観点を踏まえた事務的な指摘及び、当該観点に基づく申請書作成に関する事前相談の受付は致しませんので、その旨ご承知おき下さい。

担当：文部科学省初等中等教育局教職員課免許係  
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
TEL：03-5253-4111（内線2453）  
03-6734-2453（直通）  
FAX：03-6734-3742

## 栄養に係る教育に関する科目の担当教員について

栄養教諭の養成段階においては、栄養教諭としての職務内容を適切に行うための資質能力の基礎として、栄養に関する専門性と教職に関する専門性を身に付ける必要がある。

そのため、双方の専門性を橋渡しする科目として、栄養に係る教育に関する科目は特に重要であり、栄養教諭としての職務を行うための実践的指導力を身に付けさせる内容であることが必要であることから、教授する教員体制については、学校全体での食に関する指導のあり方、学習指導要領における食に関する領域・内容、指導方法、学校給食の教材としての活用その他について理解し、かつ、実践又は経験又は研究していることが必要と考えられる。

審査に当たっては、特に下記の点について留意するものとする。

- ①「食に関する指導の方法に関する事項」の部分は児童生徒に対する食に関する指導の実績が、例えば、学校における食に関する指導計画の作成に参画したことがある等、ある程度体系的に指導したものと認められる程度の回数及び内容を有していること。
- ②その際の指導実績の内容も、生活習慣病の一次予防等のための望ましい食習慣の形成に係るものをはじめ幅広い指導歴を必要とするものである。
- ③「食に関する指導の方法に関する事項」の部分以外は、食に関する指導歴があり、担当部分に関する業績を必要とする。

とするのが適切と考えられる。

なお、これまでの教育研究業績が、管理栄養士養成課程における科目内容に係るもののみであったり、栄養に関する個別相談、学校の全体行事や学級活動で講演、話、料理教室等を散発的に行った等のみでは、上記の指導力を学生に身に付けさせられると考えるのは困難と思われる。

また、「食に関する指導の方法に関する事項」における担当教員については、単独として当該科目を担当するには教育研究実績が不足している場合、複数担任とするなどの方策も考えられる。その際には、適切な授業分担等、当該科目の授業構成が体系的に構築されるよう留意するものとする。

## 栄養教諭の職務内容

区 分	具 体 的 内 容
食 に 関 す る 指 導	児童生徒への個別的な相談指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏食傾向、強い痩身願望、肥満傾向、食物アレルギー及びスポーツを行う児童生徒に対する個別の指導</li> <li>・ 保護者に対する個別相談</li> <li>・ 主治医・学校医・病院の管理栄養士等との連携調整</li> <li>・ アレルギーやその他の疾病を持つ児童生徒用の献立作成及び料理教室の実施</li> </ul>
	児童生徒への教科・特別活動等における教育指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動及び給食時間における指導</li> <li>・ 教科及び総合的な学習の時間における学級担任や教科担任と連携した指導</li> <li>・ 給食放送指導、配膳指導、後片付け指導</li> <li>・ 児童生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導</li> <li>・ 指導案作成、教材・資料作成</li> </ul>
	食に関する指導の連携・調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>【校内における連携・調整】</li> <li>・ 児童生徒の食生活の実態把握</li> <li>・ 食に関する指導（給食指導を含む）年間指導計画策定への参画</li> <li>・ 学級担任、養護教諭等との連携・調整</li> <li>・ 研究授業の企画立案、校内研修への参加</li> <li>・ 給食主任等校務分掌の担当、職員会議への出席</li> <li>【家庭・地域との連携・調整】</li> <li>・ 給食だよりの発行</li> <li>・ 試食会、親子料理教室、招待給食の企画立案、実施</li> <li>・ 地域の栄養士会、生産者団体、PTA等との連携・調整</li> </ul>
学 校 給 食 管 理	給食基本計画への参画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食の基本計画の策定、学校給食委員会への参画</li> </ul>
	栄養管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養所要量及び食品構成に配慮した献立の作成、献立会議への参画・運営</li> <li>・ 食事状況調査、嗜好調査、残食量調査等の実施</li> </ul>
	衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業工程表の作成及び作業動線図の作成・確認</li> <li>・ 物資検収、水質検査、温度チェック・記録の確認</li> <li>・ 調理員の健康観察、チェックリスト記入</li> <li>・ 「学校給食衛生管理の基準」に定める衛生管理責任者としての業務</li> <li>・ 学校保健委員会等への参画</li> </ul>
	検食・保存食等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検食、保存食の採取、管理、記録</li> </ul>
	調理指導その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理及び配食に関する指導</li> <li>・ 物資選定委員会等出席、食品購入に関する事務、在庫確認、整理、産地別使用量の記録</li> <li>・ 諸帳簿の記入、作成</li> <li>・ 施設・設備の維持管理</li> </ul>

※上記のほか、教員として研修への参加及び学校運営に携わることが考えられる。

# 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割



## 栄養教諭に期待される役割

- ◎食に関する指導に係る全体計画策定の企画・立案をし、全体計画策定に中心的な役割を担う。
- ◎児童生徒への個別的な相談指導のほか、教科、特別活動、給食の時間などにおいて、学級担任や教科担任と連携協力しつつ、栄養教諭がその専門性を活かした指導を実施。
- ◎食に関する指導の充実のため、栄養教諭は、他の教職員や家庭・地域との連携・調整を担う。

「栄養に係る教育に関する科目」の授業内容例

◎科目のねらい

教職に関する科目及び管理栄養士養成課程での修得内容を基礎として、栄養教諭として職務を行うために必要な知識、実践的指導力等を身につける。

◎授業内容例

※ ( ) は主に想定される指導内容

(1) 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項

- 児童及び生徒の栄養の指導及び管理の意義  
(児童生徒の食生活に関する課題、社会的状況等に対応した食に関する指導の必要性、意義について)
- 児童及び生徒の栄養の指導及び管理の現状と課題  
(食に関する指導のこれまでの取組状況、課題、各学校での児童生徒の食生活の実態、心と体の状況の把握、分析方法等について)
- 栄養教諭の職務内容、使命、役割  
(中央教育審議会答申(平成16年1月20日)を踏まえた栄養教諭の職務内容、使命、役割について)
- 学校給食の意義、役割等  
(学校の組織、給食主任等の校務分掌等、学校給食の歴史、教育的意義・役割等(「生きた教材」としての活用等)、学校給食における衛生管理の取組みの経緯、現状、課題について)
- 児童及び生徒の栄養の指導及び管理に係る社会的事情
- 児童及び生徒の栄養の指導及び管理に係る法令及び諸制度  
(栄養教諭制度、学校給食、教育行政に関する関係法令、諸制度等について)

(2) 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項

- 児童及び生徒の栄養に係る諸課題(国民の栄養をめぐる諸事情の理解を含む)

(3) 食生活に関する歴史的及び文化的事項

- 食生活に関する歴史並びに食事及び食物の文化的事項  
(祖先の食生活に対する取組、知恵、工夫、各地域で培われた郷土食、行事食、地場産物、食文化、食習慣等を児童生徒が理解等するように指導するために必要な事項について(学校給食を生きた教材として活用することも含む。))

(4) 食に関する指導の方法に関する事項

- 食に関する指導に係る全体的な計画の作成  
(・各学校での児童生徒の食生活の実態、心と体の状況の把握・分析、分析結果を踏まえた指導計画の作成、食に関する指導における活用に必要な事項について  
・学校全体や各学年の食に関する年間指導計画の策定に参画するために必要な事項について  
・食に関する指導の成果の評価のあり方について)

- 給食の時間における食に関する指導(地場産物の活用含む)
  - (・給食の時間における食に関する指導方法、教材としての活用について
  - ・学校給食における地場産物を活用した指導方法について)
- 教科における食に関する指導(家庭科、技術・家庭科)
  - (学習指導要領における家庭科、技術・家庭科の目標、食に関する事項の内容、学校給食の生きた教材としての活用も含めた指導方法、教材等について)
- 教科における食に関する指導(体育科、保健体育科その他教科)
  - (学習指導要領における体育科、保健体育科等の目標、食に関する事項の内容、学校給食の生きた教材としての活用も含めた指導方法、教材等について)
- 道徳、特別活動における食に関する指導
  - (・学習指導要領における道徳、特別活動の目標、食に関する事項の内容、学校給食の生きた教材としての活用も含めた指導方法、教材等について
  - ・「食生活学習教材」の活用)
- 生活科、総合的な学習の時間における食に関する指導
  - (・学習指導要領における生活科の目標、食に関する事項の内容、学校給食の生きた教材としての活用も含めた指導方法、教材等について
  - ・学習指導要領における総合的な学習の時間のねらい、食に関する指導に関連する具体的な課題設定、指導計画及び指導案づくり、学校給食の生きた教材としての活用も含めた指導方法、教材等について)
- 食物アレルギー等食に関する特別な指導等を要する児童及び生徒並びに他の児童及び生徒への指導上の配慮
  - (食物アレルギー等食に関する特別な指導等を要する児童及び生徒、保護者に対する個別相談指導において必要な事項について)
- 実践演習(食に関する指導の指導案作り)
  - (各自が実際に指導案を作成することにより、各教科等で食に関する指導の指導案を作成することができる力を育成)
- 実践演習(学生が作成した指導案の発表、相互批評等)
  - (各自が作成した指導案を発表し合い、相互批評等を行うことにより、様々な指導案を作成することができる力を育成)
- 実践演習(模擬授業、指導効果の評価)
  - (作成した指導案に基づいて模擬授業を行い、実践的な指導力を身につけるとともに、食に関する指導による効果、児童生徒の理解、定着度を評価する力を育成)
- 学校、家庭、地域が連携した食に関する指導
  - (・食に関する指導を行うに当たっての家庭や地域と連携の必要性、様々な取組方法について
  - ・地域と連携した食に関する指導を行うに当たっての地域の関係機関、団体、人材等について)